

参加事業者募集

相模原市事業 サンキュー あらっいいお店♪感謝を込めて!
さがみはら・みんなのキャッシュバックキャンペーン

サンキュー! さがみはら キャッシュバック キャンペーン

10,000円以上消費した市民に **2,000円** キャッシュバック!

昨年度の「さがみはら39キャッシュバックキャンペーン」に続く、2回目のキャッシュバックキャンペーンを実施するため、参加事業者を募集します。キャンペーンの詳細は裏表紙をご覧ください。



募集期間

令和3年 6月15日(火)から
8月31日(火)まで

スケジュールの都合により印刷する参加店舗等※一覧への掲載は **7月31日(土) (消印有効) 申込み分まで** となります。

なお、特設HP内の参加店舗等一覧には、すべての参加店舗等を掲載します。
8月20日(金)以降にお申込みの場合は、キャンペーン参加PR物品受け渡しの都合上、申込み前に必ず下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。
※「参加店舗等」は、参加承認を受けた店舗・事務所などのことです。

新規顧客の
獲得につながり
ました!



売上がアップ
しました!



リピーターが
増えました!



お申込みはとってもカンタン!

※吹き出しは、「さがみはら39キャッシュバックキャンペーン」参加事業者の声を一部抜粋したものです。

1

★電子申請も
できます

中面をよく読み、「参加事業者申込書兼誓約書」を記入



2

記入済みの「参加事業者
申込書兼誓約書」を提出



3

審査の結果が到着



参加の場合...

4

PRグッズ等が到着



※8月中旬以降

5

キャンペーン開始



※9月1日(水)から

お問い合わせ先 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル
電話：042-851-3193 ※受付時間：8時30分から17時00分まで(土、日、祝日を除く)



▲市特設HPはこちら

中面及び裏表紙も
ご覧ください

1 参加要件

次の①～④をすべて満たすこと。

要件①

市内に店舗・事務所等、事業所を置き、市内で事業を営んでいること。

要件②

中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者(以下「中小企業者」という。)であること。

※中小企業者以外の事業者で、法人税法第16条に規定する本店又は主たる事務所の所在地が市内である者はこの要件を満たすものとする。
※裏表紙の「参考①」をご参照ください。

要件③

申し込む事業所で「新しい生活様式」や感染防止対策を実施していること。

要件④

申し込む事業所で領収書(領収証、レシート等)を発行していること。

※上記すべてを満たす場合であっても、次のいずれかに該当する者は本キャンペーンに参加することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- (2) 政治資金規正法第3条に規定する政治団体
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (5) 代表者、役員又はその他事業に携わる者に相模原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者がいる団体
- (6) その他、市長が適当でないとする者

2 申込み後の審査・決定

申し込む事業所(店舗等)ごとに参加の可否を市で審査し、結果を事業者へ郵送で通知します。



3 参加店舗等の責務等

キャンペーン期間中に、必ず次のことを行ってください。

のぼり旗 又は ステッカーの掲示

参加店舗であることが分かるように、市が配布するのぼり旗又はステッカーを市民が分かりやすい場所に掲示すること。*1



領収書(表面)への スタンプの押印 又は シールの貼付

キャンペーンに応募する市民(以下「応募者」という。)に対しては、発行した領収書の表面に市指定のスタンプの押印又はシールの貼付を行うこと。*2 *3



対象外の商品、 サービスの説明

対象外の商品、サービスを含む領収書へ押印等をする際には、対象外の商品、サービスは、キャンペーン応募時の合計金額に含まれないことを応募者へ説明すること。*4



*1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等、法令等により屋外広告等の規制がある参加店舗等についてはこの限りではありません。

*2 スタンプ又はシールについては、市が参加店舗等に配布します。不正利用を防止するため、適正に管理してください。

*3 自らが発行した領収書以外には、スタンプの押印又はシールの貼付を行わないでください。

*4 対象外の商品、サービスについては、キャンペーン開始まで随時追加し、市特設HPで案内します。

★参加をきっかけに、リピーターを増やしましょう!

キャンペーンへの参加は、新しいお客様やリピーターの増加につながる良い機会です。お客様の再来訪につながる独自の取組を行ってはいかがでしょうか。具体的な取組内容を、参加事業者申込書兼誓約書の「キャンペーン期間中の独自の販売促進策」欄にご記入ください。市特設HP等でご紹介します。

☆例えば…

- ・ワンドリンクサービス
- ・入会金割引
- ・次回来店時に使用できる割引券の配布 …etc



参加事業者申込書兼誓約書

相模原市長 あて

電子申請もできます
アクセスはこちらから電子申請システム
e-kanagawa

「あらっいいお店」^{サンキュー}感謝を込めて！さがみはら・みんなのキャッシュバックキャンペーン」への参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。この誓約が虚偽、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

キャンペーン参加に関する誓約事項

◆次の参加要件をすべて満たしています。

要件①市内に店舗・事務所等、事業所を置き、市内で事業を営んでいること。

要件②中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「中小企業者」という。）

※中小企業者以外の事業者で、法人税法第16条に規定する本店又は主たる事務所の所在地が市内である者はこの要件を満たすものとする。

要件③申し込む事業所で「新しい生活様式」や感染防止対策を実施していること。

要件④申し込む事業所で領収書（領収証、レシート等）を発行していること。

◆次に該当しません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- ・政治資金規正法第3条に規定する政治団体

・宗教上の組織又は団体

・相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

・代表者、役員又はその他事業に携わる者に相模原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当する者がいる団体

◆以下の商品・サービス等は、キャンペーンの対象としません。

・法令等の規制により対象とすることがふさわしくないもの

・換金性が高いもの

・国又は地方公共団体の他の補助金等の対象となるもの（新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として実施される他の補助事業の対象となるものを除く）

・消費喚起に繋がらないと解されるもの

・その他、市長が適当でないとするもの

※対象外の商品・サービスについては、キャンペーン開始まで随時追加し、市特設HPで案内します。

(代表者自筆の場合は押印省略可)

令和3年 月 日 代表者氏名



申し込む事業者の情報 ※いただいた情報は、事業実施以外の目的には使用いたしません。

事業者名（会社名等）	
本店所在地（住所） ※審査結果の送付先	〒 -

申し込む事業所（店舗等）の情報（★印が付いている情報は市特設HP等に掲載予定）

★ 事業所（店舗等）名				
★ 事業種別 ※当てはまるものにチェック	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 (裏表紙の「参考②」をご参照ください)			
★ 事業内容	(例：〇〇用品や△△を販売しています。地場産の〇〇を提供するカフェです。 等)			
★ 事業所所在地（住所） ※参加PR物品等の送付先	〒 - 相模原市 区			
★ 電話番号	- -			
★ ホームページ(URL)				
★ キャンペーン期間中の独自の販売促進策 ※市特設HP等でご紹介します。	(例：ワンドリンクサービス、入会金割引、次回来店時に使用できる割引券の配布 等)			
★ 担当者情報 ※メールアドレスは今後の連絡先として使用します。	担当者氏名		電話番号	- -
	メールアドレス		@	
★ キャンペーン参加PR物品 ※どちらか希望する物品に○	のぼり旗 ・ ステッカー			

本申込書兼誓約書で申し込む場合は、事務局まで郵送するか、各まちづくりセンター窓口にご提出ください。

郵送の場合：〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所産業支援課 キャッシュバック事務局 宛

キャンペーンについて

参加店舗等で期間中に合計10,000円以上（複数店舗等の合算も可）の購入等をした市民（令和3年9月1日現在、市に住民登録がある人）を対象に2,000円をキャッシュバック（還元）するキャンペーンです。

実施期間：令和3年9月1日（水）から9月30日（木）



参考①

中小企業の分類表

業種	中小企業者 (次のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、 運輸業、 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

参考②

事業種別の内容

業種	内容
小売業	飲食料品店、酒店、衣類店、電化製品店、化粧品店、自転車店、ガソリンスタンド、書店、コンビニエンスストア等
飲食業	食堂、レストラン、喫茶店等
サービス業	理・美容店、公衆浴場、タクシー、学習塾、道場、ピアノ教室、スポーツ教室、フィットネスクラブ、写真店、旅行会社、旅館、自動車整備工場、法律事務所、漫画喫茶、キャンプ場、スポーツ施設（ゴルフ場、テニス練習場、バッティングセンター、ボウリング場等）等
その他	動物病院、建設会社、工務店、造園業等

こちらも
ご覧ください



神奈川県総額 70 億円還元キャンペーン

神奈川県では、専用アプリ「かながわPay」を通じた決済に、最大20%のポイントを還元するキャンペーンを実施します。新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けている事業者を支援するキャンペーンです。



▲県特設HP

加盟店
募集期間 7月31日（土）まで

かながわPay キャンペーンコールセンター
☎0570-783-661 ※受付時間：10時00分から19時00分まで
加盟店募集期間は変更となる場合があります。詳細は県特設HPをご覧ください。